

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年2月12日

【四半期会計期間】 第114期第3四半期(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

【会社名】 オカモト株式会社

【英訳名】 OKAMOTO INDUSTRIES, INC.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 岡本 二郎

【本店の所在の場所】 東京都文京区本郷三丁目27番12号

【電話番号】 03(3817)4111(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 久保田 榮

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区本郷三丁目27番12号

【電話番号】 03(3817)4121

【事務連絡者氏名】 常務取締役 久保田 榮

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第113期 第3四半期 連結累計期間	第114期 第3四半期 連結累計期間	第113期 第3四半期 連結会計期間	第114期 第3四半期 連結会計期間	第113期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成20年 10月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日
売上高 (百万円)	57,656	49,021	20,946	18,714	72,422
経常利益 (百万円)	2,523	3,907	848	1,930	2,454
四半期(当期)純利益 (百万円)	1,693	2,428	312	1,201	1,403
純資産額 (百万円)			37,905	39,257	36,274
総資産額 (百万円)			71,676	68,355	64,441
1株当たり純資産額 (円)			338.40	352.22	324.19
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	15.04	21.72	2.79	10.76	12.49
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)			52.9	57.4	56.3
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,476	3,443			3,809
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	837	1,840			836
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,991	1,945			2,457
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)			7,867	8,319	8,665
従業員数 (名)			1,494	1,453	1,466

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

なお、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数(名)	1,453 (433)
---------	---------------

(注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

3 臨時従業員には、季節工、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数(名)	897 (386)
---------	-------------

(注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第3四半期会計期間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

3 臨時従業員には、季節工、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
産業用製品事業	7,320	19.9
生活用品事業	3,938	3.4
合計	11,259	14.8

(注) 1 金額は、販売価格によっております。
 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同四半期比(%)	受注残高(百万円)	前年同四半期比(%)
産業用製品事業	5,629	3.1	1,760	9.3
生活用品事業	476	20.7	178	14.9
合計	6,106	1.6	1,939	9.8

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
産業用製品事業	8,276	18.9
生活用品事業	10,435	2.7
その他事業	2	69.2
合計	18,714	10.7

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、各業界での過剰在庫の調整が進行し、徐々にではありますが回復の兆しが見えてまいりました。しかしながら、企業収益の落ち込みで民間設備投資は減少を続けており、個人消費においても政府による経済支援策の効果で自動車・薄型テレビ等の耐久消費財は堅調でありましたが、雇用や所得の不安等が増すなか、全般的に低迷した状況にありました。

このような状況のなか、当社グループは原材料価格の上昇傾向によるコストアップがあったものの営業費用の削減に引き続き注力し、売上高が減少する環境下でも営業利益を確保できる体制作りを進めてまいりました。

当第3四半期会計期間においては、自動車メーカーの生産台数も一時の大幅減少を脱したとはいえ、一昨年のリーマンショック以前の状況には程遠く、当社自動車内装材も厳しい状況にありました。電気・電子等情報関連業界も依然回復の歩調は鈍く当社工業テープが、住宅関連ではマンション建設が最悪の状況にあって当社壁紙・建材用フィルムが、また石化業界の低迷でフレキシブルコンテナバッグが影響を受けております。さらに、個人消費の減退でホームセンター向け雨衣・ブーツ等が厳しい状況にありました。

結果、売上高は187億14百万円（前年同期比10.7%減）、営業利益は18億7百万円（前年同期比51.0%増）、経常利益は為替差損が41百万円（前年同期は5億13百万円）となり19億30百万円（前年同期比127.5%増）、四半期純利益は12億1百万円（前年同期比283.9%増）となりました。

事業の種類別セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

産業用製品事業

一般用、産業用および農業用フィルムは、第2四半期同様国内需要の減少で売上高は前年同期を下回りました。自動車内装材は、自動車の減産も一部持ち直しておりますが国内向けおよび米国市場向けとも前年同期を下回りました。壁紙および建材用フィルムは、マンション建設の減少を受け売上高は前年同期を下回りました。フレキシブルコンテナバッグの売上高は、石化関連の需要減により前年同期を大幅に下回りました。粘着製品は、前年同期に比べ包装用は微減、工業用テープ（電材関連）は一部持ち直しておりますが減少となりました。

以上により、事業全体の売上高は82億76百万円（前年同期比18.9%減）、営業利益は7億19百万円（前年同期比3.7%増）となりました。

生活用品事業

コンドームをはじめとする衛生・生活用品は前年同期並みで堅調に推移いたしました。シューズ事業およびホームセンター向けのアウトドア用品は、消費の低迷で引き続き前年同期を下回りました。食品衛生用品（食品包装用ラップ、手袋等）は、依然食の安全に対する認識の徹底で好調な需要に支えられました。メディカル用品は、手袋等の需要は旺盛で堅調に推移いたしました。

以上により、事業全体の売上高は104億35百万円（前年同期比2.7%減）、営業利益は14億66百万円（前年同期比32.8%増）となりました。

その他事業

その他事業においては、物流事業の受託を主としておりますが、グループ内の取り扱い量を増加させることで合理化を図りました。

結果、事業全体の売上高は2百万円（前年同期は7百万円）、営業利益は23百万円（前年同期比66.3%増）となりました。

所在地セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

日本

各業界での過剰在庫の調整が進行し、徐々にではありますが回復の兆しが見えてまいりました。当社グループでも、産業用製品事業で自動車内装材をはじめ最悪期を脱しております。また、生活用品事業では、依然消費の低迷からシューズ、アウトドア用品が前年同期を下回っておりますが、他は堅調に推移いたしました。そのような状況において、製造コストの見直し、経費の削減を徹底したことから、営業利益は前年同期を上回りました。

以上により、売上高は170億43百万円（前年同期比9.8%減）、営業利益は21億39百万円（前年同期比19.9%増）となりました。

北米

米国における自動車産業は当第3四半期に入り最悪期を脱し、在庫も適正水準に戻りつつありますが、当社産業用製品事業については依然厳しい状況にあります。また、生活用品事業も消費不況により前年同期を下回りました。

以上により、売上高は7億31百万円（前年同期比45.3%減）、営業利益は49百万円（前年同期は営業損失9百万円）となりました。

アジア

世界景気が後退するなか、中国経済は堅調であり、当社産業用製品事業、生活用品事業とも前年を上回る状況で推移し、売上高は9億40百万円（前年同期比30.7%増）、営業利益は21百万円（前年同期比43.5%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

資産

当第3四半期連結会計期間末における総資産は683億55百万円で、前連結会計年度末と比べ39億13百万円増加しております。

流動資産は401億80百万円で、前連結会計年度末と比べ14億53百万円の増加となりました。これは主として、受取手形及び売掛金が20億31百万円増加し、現金及び預金3億45百万円、たな卸資産全体で1億55百万円が減少したことによるものです。

固定資産は281億75百万円で、前連結会計年度末と比べ24億60百万円の増加となりました。これは主として、投資有価証券が25億51百万円増加したことによるものです。

負債

当第3四半期連結会計期間末における総負債は290億97百万円で、前連結会計年度末と比べ9億30百万円増加しております。

流動負債は209億16百万円で、前連結会計年度末と比べ95百万円の増加となりました。これは主として、支払手形及び買掛金4億81百万円、未払法人税等7億23百万円が増加し、短期借入金8億77百万円、賞与引当金3億55百万円が減少したことによるものです。

固定負債は81億80百万円で、前連結会計年度末と比べ8億34百万円増加しております。これは主として、その他固定負債が8億76百万円増加したことによるものです。

純資産

当第3四半期連結会計期間末における純資産は392億57百万円で、前連結会計年度末と比べ29億83百万円増加しております。

これは主として、利益剰余金15億86百万円、その他有価証券評価差額金15億81百万円が増加したことによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、当第2四半期連結会計期間末に比べ9億21百万円（10.0%）減少し、83億19百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、9億28百万円（前第3四半期連結会計期間に比べて14億75百万円増加）となりました。

増加の主な内訳は、税金等調整前四半期純利益18億69百万円、減価償却費6億24百万円、仕入債務の増加12億89百万円、たな卸資産の減少8億82百万円であり、減少の主な内訳は、売上債権の増加36億15百万円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、10億4百万円（前第3四半期連結会計期間に比べて1億13百万円増加）となりました。

支出の主な内訳は、有形及び無形固定資産の取得による支出10億56百万円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、8億9百万円（前第3四半期連結会計期間に比べて12億63百万円増加）となりました。

支出の主な内訳は、配当金の支払額4億20百万円であります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社は、平成19年5月15日開催の取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を決定するとともに、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する為の取組みとして当社株券等の大規模買付行為に関する防衛策（以下、「本プラン」といいます。）を決議し、平成19年6月28日に開催の当社第111回定時株主総会における承認を得て、導入されました。

・ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社の企業価値と株主共同の利益の向上に資する者が望ましいと考えます。また当社は、当社の株主の在り方は、当社株式は証券取引所に上場しておりますので、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全員の意思に基づき決定されるべきものと考えています。

しかしながら資本市場では、対象となる企業の経営陣の賛同も得ずに、一方的に大規模な買付提案またはこれに類似する行為が顕在化する動きがあります。これら大規模買付や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、株主が買付の条件等を検討したり当社の取締役会が代替案を提案する為の十分な時間や情報を提供しないもの、明らかに濫用目的であるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのあるものもありません。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切と判断します。

・本プランの内容(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み)

1. 本プラン導入の目的

本プランは、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための仕組みとして導入するものです。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報の提示や時間の確保を図り、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定することとし、基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含め買収防衛策として本プランを導入することといたしました。

2. 本プランの対象となる当社株券等の買付

本プランの対象となる当社株券等の買付とは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)とします。

注1：特定株主グループとは、

- () 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等(注3)をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)又は、
- () 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等(注3)をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)

を意味します。

注2：議決権割合とは、

- () 特定株主グループが、注1の()記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)も加算するものとします。)又は、
- () 特定株主グループが、注1の()記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。各議決権割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

3. 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、当社決定の合理性・公正性を担保するため、独立委員会規程を定めるとともに、独立委員会を設置することといたしました。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役または社外有識者(注)のいずれかに該当する者の中から選任します。設置当初における独立委員会の委員は、社外監査役として小川明氏、社外有識者である深澤武久氏ならびに清水紀彦氏が就任しております。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値・株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為等について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜情報開示することといたします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を得ることができるものとします。

注：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

4. 大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して、必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。その概要は次のとおりです。

(1) 大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、以下の内容等を記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

大規模買付者の名称、住所

設立準拠法

代表者の氏名

国内連絡先

提案する大規模買付行為の概要

本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

(2) 大規模買付者による当社に対する評価必要情報の提供

当社取締役会は、上記(1)、 から までの全てが記載された意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報として当社取締役会への提出を求める事項について記載した書面を交付し、大規模買付者には、当該書面に従い、大規模買付行為に関する情報(以下「評価必要情報」といいます。)を、当社取締役会が適切と判断する期限までに当社取締役会に書面にて提出していただきます。

評価必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は次のとおりです。

大規模買付者及びそのグループ(共同保有者及び関係者を含みます。)の概要(名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)

大規模買付行為の目的、方法及び内容(大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。)

大規模買付行為の価格の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。)

大規模買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)

当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補(当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、経営方針、事業計画、資本政策、配当政策、資産活用策等

当社及び当社グループの経営の取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

上記に基づき提出された評価必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該評価必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して評価必要情報がそろうまで追加的に情報提供を求めることがあります。

なお、当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な評価必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知(以下「情報提供完了通知」といいます。))を大規模買付者に発送するとともに、その旨を開示いたします。

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び取締役会に提供された評価必要情報は、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

(3) 当社取締役会による大規模買付行為に関する情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し評価必要情報の提供を完了した後、対価を現金(円価)のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。))として設定します。従って、大規模買付行為は、かかる取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて独立した第三者である専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を受けながら、提供された評価必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為が為された場合の対応

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を取ることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と取締役会が判断したものを選択することとします。取締役会が具体的対抗措置として、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が当社取締役会の権限として認める事項に基づいて、上記(1)で述べた対抗措置の発動を決定することができるものとします。

具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合(いわゆるグリーンメーラーである場合)

会社経営を一時的に支配して当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合

会社経営を支配した後に、当該会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合

会社経営を一時的に支配して当該会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合

大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付で当社の株券等の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株券等の買付を行うことをいいます。)等の、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社の株式の売却を強要するおそれがあると判断された場合

大規模買付者の提案する当社の株券等の買付条件(買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません。)が当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切であると判断される場合

大規模買付者による支配権獲得により、当社株主はもとより、顧客、従業員、地域社会その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

大規模買付者による買付後経営方針等が不十分又は不適当であるため、当社事業の成長性・安定性が阻害され、又は顧客並びに公共の利益に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合

大規模買付者の経営陣もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有するものが含まれている等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合

(3) 対抗措置発動の停止等について

上記(1)または(2)において、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の助言、意見または勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、または、無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の効力発生日までの間は、新株予約権無償割当等の中止、または新株予約権無償割当後において、行使期間開始日までの間は、無償取得の方法により対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

6. 本プランによる株主の皆様にご与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主の皆様にご与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主の皆様にご与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合または、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様(大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者及び会社に回復し難い損害をもたらすなど当社株主全体の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者は除きます。)が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置の一つとして、新株予約権の無償割当てを実施する場合には、当社株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。但し、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

また、名義書換未了の株主の皆様に関しましては、新株予約権の割当てを受けるためには、別途当社取締役会が決定し、公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります。(証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続きは不要です。)

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当てを中止し、または当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株あたりの価値の希薄化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希薄化が生じることを前提にして売付等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

7. 本プランの適用開始、有効期限及び廃止

本プランは、当社第111回定時株主総会の開催日の平成19年6月28日より発効することとし、有効期限は平成22年6月30日までに開催される当社第114回定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、当社第111回定時株主総会の開催日以降発効した後であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で本プランは廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。その場合には、その変更内容を速やかに開示します。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本株主総会における株主の皆様の本プラン導入のご承認の趣旨に反しない場合(本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切な場合等、株主の皆様にご不利益を与えない場合等を含みます。)には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。その場合にも、その変更内容を速やかに開示します。

・本プランの合理性について(本プランが基本方針に添い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて)

1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を充足しています。

2. 株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、上記 . 1. 「本プラン導入の目的」にて記載したとおり、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

3. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動は、上記 . 5. 「大規模買付行為がなされた場合の対応」にて記載したとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されております。

4. デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記 . 7. 「本プランの適用開始、有効期間、継続及び廃止」にて記載したとおり、本プランは、当社の取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等の大規模買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は438百万円であります。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社グループを取り巻く事業環境は、好調な中国経済を除く世界規模の景気後退で縮小傾向にあり、特に米国への輸出に依存しているわが国輸出産業は、仕向地の変更を余儀なくされ企業収益の減少から更なる景気の後退に繋がっております。

また、世界的な消費不況から商品市況は安定的でありましたが、原油価格も中国経済の上向きから需要が喚起され、上昇に転じてきました。

当社グループといたしましては、これらの状況を踏まえ、更なる生産コストの削減、経費の見直しを行い、価格競争力をつけ商品開発にも注力してまいります。

海外戦略としては、米国オハイオ州に自動車内装材の製造工場を建設いたしました。係る経済不況を見据え、稼働の判断を延期してまいりましたが、この度来春の本稼働を目指し凍結を解除いたしました。また、ベトナムのハノイ近郊の長靴製造工場は生産が始まりましたが、採算を得るまでの状況に至っておりませんので、一日も早く当初の目的を目指してまいります。

国内戦略といたしましては、長期的な成長機会を得るため昨年4月に茨城工場内に研究開発センターを開設し、主として生活用品事業の商品開発、設備の見直しを行っております。

グループ各会社にあっては、全社が通期黒字化を達成すべく業績向上に邁進しております。

(7) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資金状況は、基本的には営業活動によるキャッシュ・フローに依存しており、借入債務についても一定水準を維持し流動性を阻害しておりません。なお、設備投資計画も実施する予定ではありますが、手持ち資金で賄い、それに係る借入れの計画はありません。

(8) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループの経営陣は、以下の問題意識を持ち、当社グループが、透明度の高い健全な企業経営を目指し、環境保全への配慮ならびに社会貢献活動へ積極的に取り組み、社会から信頼される企業でありたいと考えております。

第一には、コストダウンへの取り組みであります。メーカーとして永遠のテーマではありますが、昨今の経済情勢から売上高が常に上昇することを望むことはできません。そのような状況でも利益を生み出す源泉は、総費用の削減であります。

第二には、新商品の開発であります。過去から蓄積された技術と現在の新しい技術を融合し、新しい用途開発を含めて市場に提供してまいりたいと考えております。

第三には、海外生産の本格稼働であり、早い時期での安定供給に向け体制を整えてまいります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年2月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	116,996,839	116,996,839	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株で あります。
計	116,996,839	116,996,839		

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,890(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,890,000(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 427(注) 3
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～ 平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 427 資本組入額 214
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者は、当社または連結子会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれの地位をも喪失した場合には、行使することができないものとする。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職、その他正当な事由のある場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、相続人は行使することができない。</p> <p>新株予約権の割当を受けた者は、割り当てられた新株予約権の個数の全部または一部につき行使することができる。ただし、一部を行使する場合には、割り当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとする。</p> <p>その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株であります。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割または株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式によりその目的たる株式数を調整し、調整により生ずる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当社が消滅会社となる合併または当社が分割会社となる会社分割を行う場合等、目的たる株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に目的たる株式数の調整を行うものとする。

- 3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、また「新規発行前株価」を「処分前株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が消滅会社となる合併または当社が分割会社となる会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年12月31日		116,996,839		13,047		448

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,034,000		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 111,069,000	111,069	同上
単元未満株式	普通株式 893,176		同上
発行済株式総数	116,996,839		
総株主の議決権		111,069	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ8,000株(議決権8個)及び50株含まれております。

2 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己保有株式が次のとおり含まれております。
 自己保有株式 663株

【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) オカモト株式会社	東京都文京区 本郷3 27 12	5,034,000		5,034,000	4.3
計		5,034,000		5,034,000	4.3

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	383	345	350	348	365	360	350	350	380
最低(円)	320	328	321	321	336	334	330	336	347

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

役員の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役 (建築部長、産業製品部長、アウト ドア用品部長、開発室、ISO担当)	取締役 (建築部長、産業製品部長、開発室、 ISO担当)	増田 富美雄	平成21年8月1日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,524	8,870
受取手形及び売掛金	21,679 ³	19,647
商品及び製品	6,646	6,893
仕掛品	917	961
原材料及び貯蔵品	1,165	1,029
その他	1,407	1,456
貸倒引当金	160	131
流動資産合計	40,180	38,727
固定資産		
有形固定資産	15,597 ¹	15,391 ¹
無形固定資産	598	783
投資その他の資産		
投資有価証券	11,231	8,680
その他	772	930
貸倒引当金	25	70
投資その他の資産合計	11,978	9,539
固定資産合計	28,175	25,714
資産合計	68,355	64,441

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3 15,439	14,957
短期借入金	1,127	2,004
未払法人税等	858	134
賞与引当金	342	697
その他	3,149	3,026
流動負債合計	20,916	20,821
固定負債		
社債	1,500	1,500
長期借入金	1,013	1,003
退職給付引当金	2,854	2,796
負ののれん	47	156
その他	2,765	1,889
固定負債合計	8,180	7,346
負債合計	29,097	28,167
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,047	13,047
資本剰余金	2,232	2,232
利益剰余金	22,985	21,399
自己株式	2,103	1,953
株主資本合計	36,162	34,726
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,510	1,929
繰延ヘッジ損益	10	7
為替換算調整勘定	425	388
評価・換算差額等合計	3,095	1,548
純資産合計	39,257	36,274
負債純資産合計	68,355	64,441

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
売上高	57,656	49,021
売上原価	45,946	35,937
売上総利益	11,709	13,083
販売費及び一般管理費		
運賃及び荷造費	1,939	2,404
その他の販売費	2,063	2,011
給料及び賞与	2,267	2,135
賞与引当金繰入額	351	336
退職給付引当金繰入額	76	106
貸倒引当金繰入額	-	29
その他の一般管理費	2,694	2,468
販売費及び一般管理費合計	9,394	9,492
営業利益	2,315	3,591
営業外収益		
受取利息	17	5
受取配当金	301	246
不動産賃貸料	227	219
負ののれん償却額	109	109
その他	120	145
営業外収益合計	775	726
営業外費用		
支払利息	68	53
不動産賃貸費用	108	90
為替差損	321	194
その他	69	71
営業外費用合計	568	410
経常利益	2,523	3,907
特別利益		
固定資産売却益	942	0
投資有価証券売却益	107	5
特別利益合計	1,049	6
特別損失		
固定資産売却損	3	-
固定資産除却損	68	62
減損損失	-	54
投資有価証券評価損	369	68
たな卸資産評価損	337	-
その他	37	2
特別損失合計	816	187
税金等調整前四半期純利益	2,756	3,726
法人税、住民税及び事業税	584	1,069
法人税等調整額	477	228
法人税等合計	1,062	1,298
四半期純利益	1,693	2,428

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
売上高	20,946	18,714
売上原価	16,669	13,522
売上総利益	4,277	5,192
販売費及び一般管理費		
運賃及び荷造費	468	888
その他の販売費	736	786
給料及び賞与	815	760
賞与引当金繰入額	80	65
退職給付引当金繰入額	26	38
貸倒引当金繰入額	-	26
その他の一般管理費	952	817
販売費及び一般管理費合計	3,079	3,384
営業利益	1,197	1,807
営業外収益		
受取利息	8	1
受取配当金	68	43
不動産賃貸料	74	71
負ののれん償却額	36	36
その他	53	81
営業外収益合計	240	234
営業外費用		
支払利息	21	16
不動産賃貸費用	23	33
為替差損	513	41
その他	30	19
営業外費用合計	589	111
経常利益	848	1,930
特別利益		
固定資産売却益	0	-
投資有価証券売却益	0	-
貸倒引当金戻入額	12	-
その他	-	0
特別利益合計	12	0
特別損失		
固定資産除却損	18	53
投資有価証券評価損	309	7
その他	13	-
特別損失合計	342	60
税金等調整前四半期純利益	493	1,869
法人税、住民税及び事業税	91	500
法人税等調整額	272	168
法人税等合計	180	668
四半期純利益	312	1,201

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	2,756	3,726
減価償却費	1,833	1,740
減損損失	-	54
負ののれん償却額	109	109
賞与引当金の増減額(は減少)	374	355
貸倒引当金の増減額(は減少)	3	16
退職給付引当金の増減額(は減少)	66	57
その他の引当金の増減額(は減少)	16	-
受取利息及び受取配当金	318	251
支払利息	68	53
為替差損益(は益)	41	6
持分法による投資損益(は益)	30	46
投資有価証券売却損益(は益)	107	5
投資有価証券評価損益(は益)	369	68
固定資産売却損益(は益)	939	0
固定資産除却損	68	62
売上債権の増減額(は増加)	1,279	2,045
たな卸資産の増減額(は増加)	186	165
その他の資産の増減額(は増加)	25	14
仕入債務の増減額(は減少)	1,574	478
その他の負債の増減額(は減少)	681	18
その他	20	34
小計	3,017	3,570
利息及び配当金の受取額	317	251
利息の支払額	54	38
法人税等の支払額	804	339
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,476	3,443
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	105	205
定期預金の払戻による収入	105	205
有形及び無形固定資産の取得による支出	1,153	1,855
有形及び無形固定資産の売却による収入	1,619	27
投資有価証券の取得による支出	1,506	9
投資有価証券の売却による収入	134	57
その他	67	59
投資活動によるキャッシュ・フロー	837	1,840
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	2,583	1,326
短期借入金の返済による支出	3,146	2,203
長期借入金の返済による支出	0	0
自己株式の取得による支出	521	151
配当金の支払額	846	838
その他	58	77
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,991	1,945

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
現金及び現金同等物に係る換算差額	108	3
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	460	345
現金及び現金同等物の期首残高	8,327	8,665
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 7,867	1 8,319

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
1 一般債権の貸倒見積高の算定方法 当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2 固定資産の減価償却費の算定方法 減価償却の方法として定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額	43,115百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額	42,639百万円
2 受取手形割引高	163百万円	2 受取手形割引高	170百万円
3 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。 なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。			
受取手形	724百万円		
支払手形	232百万円		

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成21年12月31日)

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

該当事項はありません。

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

該当事項はありません。

当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1 現金及び現金同等物の当第3四半期連結累計期間末残高と当第3四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成20年12月31日現在)	1 現金及び現金同等物の当第3四半期連結累計期間末残高と当第3四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成21年12月31日現在)
現金及び預金	現金及び預金
7,972百万円	8,524百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	預入期間が3か月を超える定期預金
105	205
現金及び現金同等物	現金及び現金同等物
7,867百万円	8,319百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	116,996,839

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	5,538,803

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	420	3.75	平成21年3月31日	平成21年6月29日	利益剰余金
平成21年11月6日 取締役会	普通株式	419	3.75	平成21年9月30日	平成21年12月4日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
 該当事項はありません。

4 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	産業用 製品事業 (百万円)	生活用品 事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	10,210	10,728	7	20,946		20,946
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	3	200	579	782	(782)	
計	10,213	10,928	586	21,728	(782)	20,946
営業利益	693	1,104	14	1,811	(614)	1,197

当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	産業用 製品事業 (百万円)	生活用品 事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	8,276	10,435	2	18,714		18,714
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1	203	675	880	(880)	
計	8,278	10,638	677	19,594	(880)	18,714
営業利益	719	1,466	23	2,209	(401)	1,807

前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	産業用 製品事業 (百万円)	生活用品 事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	30,247	27,393	14	57,656		57,656
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	5	601	1,170	1,776	(1,776)	
計	30,252	27,995	1,185	59,432	(1,776)	57,656
営業利益	1,520	1,981	6	3,508	(1,192)	2,315

当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	産業用 製品事業 (百万円)	生活用品 事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	22,561	26,453	5	49,021		49,021
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	7	599	1,803	2,410	(2,410)	
計	22,569	27,053	1,809	51,432	(2,410)	49,021
営業利益	1,336	3,334	50	4,721	(1,129)	3,591

(注) 1 事業区分の方法

当社の事業区分の方法は、需要家向け製品の事業としての産業用製品事業と消費者向け製品の事業としての生活用品事業及びその他事業にセグメンテーションしております。

2 各事業区分の主要製品

事業 区分	売上区分	主要製品
産業用製品事業	プラスチックフィルム	プラスチックフィルム、農業用フィルム
	建装・産業資材	ビニルレザー、壁紙、ポリプロピレンシート、自動車内装材及び部品、布・クラフトテープ、工業用テープ、フレキシブルコンテナ
生活用品事業	シューズ	スポーツカジュアル靴、高級皮革スポーツ靴、高級皮革カジュアル靴、高級紳士靴、ブーツ
	医療・日用品	コンドーム、使い捨てカイロ、炊事手袋、作業手袋、福祉用品、健康用品、食品用ラップ、食品衛生関連製品、チューブ、除湿剤、医薬品、入浴剤、殺虫剤、消臭剤、食品用吸水・脱水シート
	衣料・スポーツ用品	レジャー用品、雨衣、自転車、自動車用タイヤチェーン
その他事業	その他	倉庫管理、運送、プラント

3 会計方針の変更

(前第3四半期連結累計期間)

(棚卸資産の評価に関する会計基準の適用)

当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を適用しております。この結果、従来の方法によった場合に比べて、営業利益が「産業用製品事業」で50百万円、「生活用品事業」で164百万円それぞれ減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	18,890	1,336	719	20,946		20,946
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,163	0	560	1,724	(1,724)	
計	20,053	1,336	1,280	22,671	(1,724)	20,946
営業利益又は営業損失()	1,784	9	37	1,812	(614)	1,197

当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	17,043	731	940	18,714		18,714
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,256		360	1,617	(1,617)	
計	18,300	731	1,300	20,331	(1,617)	18,714
営業利益	2,139	49	21	2,210	(402)	1,807

前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	52,105	3,665	1,884	57,656		57,656
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	4,220	7	1,796	6,024	(6,024)	
計	56,326	3,673	3,681	63,681	(6,024)	57,656
営業利益又は営業損失()	3,486	107	94	3,473	(1,157)	2,315

当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	45,178	1,758	2,084	49,021		49,021
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,929	3	1,370	4,303	(4,303)	
計	48,107	1,762	3,454	53,324	(4,303)	49,021
営業利益又は営業損失()	4,703	51	42	4,694	(1,103)	3,591

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 北米.....アメリカ合衆国

(2) アジア...中国、タイ

3 会計方針の変更

(前第3四半期連結累計期間)

(棚卸資産の評価に関する会計基準の適用)

当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を適用しております。この結果、従来の方法によった場合に比べて、営業利益が「日本」で215百万円減少しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	北米	アジア	その他地域	計
海外売上高(百万円)	1,387	777	24	2,190
連結売上高(百万円)				20,946
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	6.6	3.7	0.1	10.4

(注)1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 北米.....アメリカ合衆国

(2) アジア.....中国、タイ、韓国

(3) その他地域...スウェーデン、スペイン

3 海外売上高は、当社及び連結子会社に本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	北米	アジア	その他地域	計
海外売上高(百万円)	3,991	2,657	80	6,729
連結売上高(百万円)				57,656
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	6.9	4.6	0.1	11.6

(注)1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 北米.....アメリカ合衆国

(2) アジア.....中国、タイ、韓国

(3) その他地域...スウェーデン、スペイン

3 海外売上高は、当社及び連結子会社に本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)

時価のある満期保有目的の債券及びその他有価証券が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの
 該当事項はありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	4,336	10,147	5,810
計	4,336	10,147	5,810

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)

該当事項はありません。

なお、為替予約取引及び金利スワップ取引を行っておりますが、いずれもヘッジ会計を適用しておりますので注記の対象から除いております。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
352.22円	324.19円

2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 15.04円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 21.72円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期連結損益計算書上の四半期純利益 (百万円)	1,693	2,428
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,693	2,428
普通株式の期中平均株式数(千株)	112,600	111,781
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要		

第3 四半期連結会計期間

前第3 四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3 四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 2.79円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。	1株当たり四半期純利益金額 10.76円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3 四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3 四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期連結損益計算書上の四半期純利益 (百万円)	312	1,201
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	312	1,201
普通株式の期中平均株式数(千株)	112,098	111,620
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第114期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)中間配当については、平成21年11月6日開催の取締役会において、平成21年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額 419百万円

1株当たりの金額 3円75銭

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成21年12月4日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月6日

オカモト株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗原 学

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北澄 和也

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているオカモト株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、オカモト株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2.(1)に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月8日

オカモト株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗原 学

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北澄 和也

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているオカモト株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、オカモト株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。